

平成28年熊本地震による後期高齢者医療一部負担金の還付申請について

この度の熊本地震により被害に遭われた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

平成28年熊本地震により被災された後期高齢者医療制度加入者で、免除の要件に当てはまる人がすでに医療費を支払っている場合の還付手続きについて県後期高齢者医療広域連合から内容が示されました。

「免除の要件に当てはまる後期高齢者医療制度加入者がすでに医療機関などに対して支払ってしまった一部負担金の還付手続き」について、次のとおり還付申請手続きを受け付けますので、必要書類などを持参のうえ、手続きをお願いします。

■免除の要件

次のいずれにも該当する人

- (1) 県後期高齢者医療の被保険者
- (2) ①～⑤のいずれかに該当する人
 - ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた人
 - ② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負われた人
 - ③ 主たる生計維持者が行方不明である人
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された人
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

■申請場所・受付時間

- ① 申請場所 (白水庁舎) 健康推進課 (久木野庁舎) 窓口センター (長陽庁舎) 総合調整課
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日は除く

■必要書類

- ① 熊本地震後期高齢者医療一部負担金等還付申請書 (申請先窓口にあります。)
※窓口に来れない場合は、郵送しますのでご連絡ください。また、村ホームページからもダウンロードできます。
- ② 後期高齢者医療被保険者証
- ③ 医療費の領収証 ※領収証を紛失している場合は、医療機関へ再発行を依頼してください。
- ④ 被保険者本人名義の通帳 ※配偶者や家族名義の口座を希望する場合はそれらの通帳
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 罹災証明書 (写し) ※免除の要件①の該当者
(②～⑤の要件の該当者は、必要書類を健康推進課へお問い合わせください。)

※今回の医療費還付の対象とならないもの

- ・平成28年4月13日以前受診分の全ての医療費 ・平成28年4月14日の地震発生時刻前受診分の医療費
- ・入院時の食事代 (標準負担額) ・入院時の部屋代 (差額ベッド代)
- ・その他、保険診療外の費用 (医療費の領収証で自費分などと表示されている額)

■申請後、還付金の振込までの流れ

一部負担金の還付金については、申請後、村が申請内容の確認を行った後、県後期高齢者医療広域連合へ書類を送付します。その後、広域連合において「後期高齢者医療療養費支給決定通知書」を被保険者へ郵送されるとともに被保険者の指定口座へ還付金の振り込みが行われます。

振込時期は、月末までに広域連合へ届いた申請書を翌月25日または翌々月の25日に支給されます。ただし、レセプトが確認できない場合や申請件数が多く処理できない場合は、支給時期が遅れる場合があります。

すでに高額療養費が支給されている場合は、高額療養費の額を考慮して還付振り込み行われます。

平成28年熊本地震による後期高齢者医療一部負担金免除証明書の交付申請について

平成28年熊本地震の被災者に係る後期高齢者医療加入者の窓口負担（一部負担金）は、本年9月末まで住家が全半壊するなど一定の要件に該当する場合、医療機関などの窓口でその旨を申告すると猶予・免除されていましたが、本年10月～平成29年2月末まで免除を受ける場合、医療機関などの窓口で「被保険者証」と「免除証明書」の提示が必要になります。免除証明書の交付申請を受け付けますので、必要書類などを持参のうえ、手続きをお願いします。

■免除の要件

次のいずれにも該当する方

- (1) 熊本県後期高齢者医療の被保険者
- (2) ①～⑤のいずれかに該当する人
 - ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた人
 - ② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負われた人
 - ③ 主たる生計維持者が行方不明である人
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された人
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

■申請場所・期限・受付時間

- ① 申請場所 白水庁舎 健康推進課 (久木野庁舎) 窓口センター (長陽庁舎) 総合調整課
白水庁舎のみ即日交付し、久木野・長陽庁舎は受付のみ、後日郵送にて交付します。
- ② 申請期限 9月30日(金)
- ③ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日は除く

■必要書類など

- ① 熊本地震後期高齢者医療一部負担金等免除申請書(申請場所窓口にあります)。
※窓口に来れない場合は、郵送しますのでご連絡ください。またホームページからもダウンロードできます。
- ② 後期高齢者医療被保険者証
- ③ 印鑑
- ④ 罹災証明書(写し) ※免除の要件①の該当者
(②～⑤の要件の該当者は、必要書類を健康推進課へお問い合わせください。)

※熊本県内市町村に住所を異動した人は、現在の住所地での申請をお願いします。

※他の都道府県に住所を異動した人は、免除要件が異なりますので現在の都道府県広域連合にお問い合わせください。

〈問い合わせ〉役場 健康推進課医療保険係(後期高齢者医療担当) Tel.(62) 9180

平成28年
調理師試験

■試験期日

12月11日(日)

■試験会場

県立大学

■受験資格

中学校卒業程度の学歴を持ち、飲食店や給食施設などで2年以上調理業務に従事した経験者

■願書配布

8月下旬

阿蘇保健所、県健康づくり推進などで配布

■願書受付

9月26日(月)～30日(金)

■提出先

阿蘇保健所

阿蘇保健所

〈問い合わせ〉

Tel.0967(32)0535

県健康づくり推進課

Tel.096(333)2252

